赛 卷 第 938号 昭和 50 年 10 月 19日

各都 道府果 知事 殿

厚生省疾病局長

医薬品再評価結果及なされた基づく措 近について -- そのら(通知)

及び用量並びに効能又は効果は、それざれ答申に記載された 用法 及び用量 並び に効能又は効果とさ れたので通知する。

別 沐 1



薬 審 第 38 号 昭和50年10月17日

厚生大臣 田 中 正 己 殿

中央薬事審議会

会長 秋 谷 七 郎

医薬品再評価における評価判定について――その6

昭和 46 年 7 月 20 日摩生省発薬第 151 号をもって諮問のあった標記については、下記のとおり答申する。

記

アルミノバラアミノサリチル酸カルシウムその他50成分を含有する単味剤たる医療用医薬品につき、再評価申請の行われた適応(効能又は効果)、用法及び用量などについて審議した結果、 別添のとおり評価判定した。

医薬品再評価結果 その 6

九結核削評恤結果	「レルキー用剤評価結果 ての」
1. アルミノパラアミノサリチル酸カルシウム… 1	1. 塩酸ジフェンヒドラミン 23
2. パラアミノサリチル酸の塩類 1	2.サリチル酸ジフェンヒドラミン 24
3. イソニアジド	3.タンニン酸ジフェンヒドラミン 24
4. イソニアジドグルクロン酸ナトリウム 3	4. 塩酸イソチペンジル25
5. イソニアジドピルビン酸カルシウム 4	5.フェネタジンの塩類26
6. イソニアジドメタンスルホン酸ナトリウム… 4	6. プロメタジンの塩類27
7. エチオナミド 5	7.塩酸メトジラジン28
8. エタンブトール 5	8. ジフェニルピラリンクロロテオフィリネート… 28
9. ピラジナミド	9. オキソメマジン29
10. 硫酸カプレオマイシン 6	10. 塩酸クレミゾール 29
11. サイクロセリン 7	11. 塩酸クロルフェノキサミン 30
12. 硫酸バイオマイシン 7	12. マイレン酸ジメチンデン30
	13. クエン酸フェニルトロキサミン 31
ホルモン剤評価結果 その3	14. 塩酸ホモクロルシクリジン31
1. テストステロン 8	循環器官用剤評価結果 その3
2. エナント酸テストステロン 8	
3. シピオン酸テストステロン 9	1. 硫酸キニジン33
4. プロピオン酸テストステロン 9	2. 塩酸プロカインアミド34
5. メチルテストステロン 10	3. アジマリン35
6. プロピオン酸ドロモスタノロン 10	4. 塩酸プロプラノロール36
7. フルオキシメステロン 11	5. リドカイン37
	6. コハク酸ナトリウム38
ビタミン等代謝性製剤評価結果 その 2	
1. ビタミンA12	
2. 酢酸レチノール 13	
3. パルミチン酸レチノール 14	
4. 肝油	
5. 強肝油	
6. エルゴカルシフェロール	
7. コレカルシフェロール 16	
8. アセトメナフトン 17	
9. フィトナジオン 17	
10. メナジオールリン酸ナトリウム 20	
11. メナジオン亜硫酸水素ナトリウム 21	

抗結核剤評価結果

1. アルミノパラアミノサリチル酸 2. パラアミノサリチル酸の塩類 カルシウム

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造 (輸入販売) 業者名

1. アルミノニッパスカルシウム錠(0.25g) 田辺製薬KK 2. アルミノニッパスカルシウム錠(0.5g) 3. アルミノニッパスカルシウム糖衣錠(0.25g) 4. アルミノニッパスカルシウム糖衣錠(0.5g)

5. アルミノニッパスカルシウム顆粒

6. アルミノニッパスカルシウム「打錠用」

2. 各適応に対する評価判定

成分名	アルミノパラアミ ノサリチル酸カル	区分	医療用単味剤
(一般名)	フッリテル酸ガル シウム	投与法	経口

用法及び用量

通常成人は、アルミノパラアミノサリチル酸カルシ ウムとして1日量10~15gを2~3回に分けて経口投 与する。年齢、症状により適宜増減する。なお、他の 抗結核薬と併用することが望ましい。

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 肺結核, その他の結核症

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

ニッパス顆粒

田辺製薬KK

○日本薬局方医薬品

「パラアミノサリチル酸ナトリウム」

「パラアミノサリチル酸カルシウム:

1. 第一製薬 K K

- 2. 萬有製薬KK
- 3. 住友化学工業KK
- 愛知県厚生農業協同組

4. 各連合会

1. 三共KK

2. 住友化学工業KK

3. 田辺製薬KK

4. 愛知県厚生農業協同組

台連合会

5. 大鵬薬品工業KK

6. 菱山製薬KK

「パラアミノサリチル酸カルシウム顆粒」

1. 第一製薬 K K

2. 三共KK

3. 住友化学工業KK

4. 田辺製薬 K K

5. 竹島製薬KK

6. 愛知県厚生農業協同組 合連合会

7. KK三和化学研究所

9. 菱山製薬KK

8. 大鵬薬品工業KK

「パラアミノサリチル酸カルシウム錠」

1. 三共KK

2. 田辺製薬KK

3. 東宝薬品工業KK

4. 竹島製薬 K K

5. 愛知県厚生農業協同組 6. KK陽進堂

7. 菱山製薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	パラアミノサリチ	区分	医療用単味剤
(一般名)	ル酸の塩類	投与法	経口

用法及び用量

通常成人は、パラアミノサリチル酸カルシウム又は パラアミノサリチル酸ナトリウムとして, 1日量10~ 15gを2~3回に分けて経口投与する。年齢、症状に より適宜増減する。なお、他の抗結核薬と併用するこ とが望ましい。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 肺結核、その他の結核症

3. イソニアジド

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

1. イソニアジド5倍散(顆粒) 東洋製薬化成KK

2. イソニアジド10倍散(顆粒)

3. イソニアジド20倍散(顆粒)

4. イソニアジド散「ホリタ」 堀田薬品合成 K K

○日本薬局方医薬品

「イソニアジド」

1. 第一製薬 K K

2. 塩野義製薬 K K

3. 大日本製薬KK

4. 山之内製薬 K K

5. 中外製薬KK

6. 小野薬品工業KK

7. KK三恵薬品

8. 東洋製薬化成KK

9. KK大塚製薬工場

10. 三共KK

11. 北陸製薬KK

12. 岩城製薬 K K

13. 萬有製薬KK

14. 住友化学工業KK

15. 武田薬品工業 K K

16. 田辺製薬KK

17. 三晃製薬工業KK

18. 日本新薬KK

19. 純生薬品工業 K K

20. 愛知県厚生農業協同組合連合会

21. 三輪薬品KK

22. 大鵬薬品工業 K K

イソニアジド錠」

1. 第一製薬 K K

2. 塩野義製薬KK

3. 大日本製薬KK

中外製薬KK

5. 小野薬品工業KK

6. 日本レダリーKK

7. KK三恵薬品

8. 大正薬品工業KK

9. 七光化成 K K

10. 東洋製薬化成KK

11. KK大塚製薬工場

12. 三共KK

13. 北陸製薬KK

14. 岩城製薬 K K

15. 萬有製薬KK

16. 幸和薬品工業KK

17. 住友化学工業 K K

18. 武田薬品工業KK

19. 田辺製薬KK

20. 日本新薬 K K

21. 桑根製薬合名会社

22. 第一·メルク·シャープ ・アンド・ドームKK

23. 関東医師製薬KK

24. 純生薬品工業KK

25. 堀田薬品合成 K K

26. 愛知県厚生農業協同組合連合会

27. 藤本製薬 K K

28. 三輪薬品KK

29. KK陽進堂

30. 大鵬薬品工業KK

31. KKマイズ

「イソニアジド注射液」

- 1. 第一製薬 K K
- 2. 中外製薬 K K
- 3. 共立薬品工業KK
- 4. KK大塚製薬工場
- 5. 北陸製薬KK
- 6. 萬有製薬KK
- 7. 日本新薬KK
- 8. 関東医師製薬KK
- 9. 大鵬薬品工業 K K

2. 各適応に対する評価判定

成分名	イソニアジド	区分	医療用単味剤
(一般名)	1/-/26	投与法	経口, 注射

用法及び用量

(経口)

通常成人は、イソニアジドとして 1 日量 200 ~500 mg(4 ~10 mg/kg)を 1 ~3 回に分けて、毎日又は週 2 日経口投与する。必要な場合には、1 日量成人は 1 gまで、13 歳未満は20 mg/kgまで増量してもよい。年齢、症状により適宜増減する。なお、他の抗結核薬と併用することが望ましい。

(注射)

通常成人は、イソニアジドとして1日量200~500 mg(4~10mg/kg)を筋肉内又は静脈内注射する。髄腔内、胸腔内注入又は局所分注の場合には1回50~200 mgを使用する。年齢、症状により適宜増減する。なお、他の抗結核薬と併用することか望ましい。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

有効であることが実証されているもの 肺結核,その他の結核症

(注射)

有効であることが実証されているもの 肺結核,その他の結核症

4. イソニアジドグルクロン酸 ナトリウム

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1.	ヒドロンサン錠	中外製薬KK
2.	ヒドロンサン錠 200 mg	y,
3.	ヒドロンサン錠 250 mg	"
4.	ヒドロンサン錠 300 mg	"
5.	ヒドロンサン錠 350 mg	"
6.	ヒドロンサン錠 400 mg	"
7.	ヒドロンサン錠 500 mg	"

○日本薬局方医薬品

「イソニアジドグルクロン酸ナトリウム」 中外製薬K K

2. 各適応に対する評価判定

成分名	イソニアジドグル	区 分	医療用単味剤
(一般名)	クロン酸ナトリウム	投与法	経口

用法及び用量

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 肺結核, その他の結核症

カルシウム

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

田辺製薬KK 1. ビボナイプレン 2. ビボナイプレン錠(100mg) 3. ビボナイプレン錠(300mg) 4. ビボナイプレン錠(500mg) 5. ビボナイプレン糖衣錠

2. 各適応に対する評価判定

成分名	イソニアジドピル ビン酸カルシウム	区分	医療用単味剤
(一般名)	ビン酸カルシウム	投与法	経口

用法及び用量

通常成人は、イソニアジドピルビン酸カルシウムと して1日量0.4~1.0g(8~20mg/kg)を1~3回に分 けて毎日又は週2日経口投与する。必要な場合には、 1日量1.5gまで増量してもよい。年齢、症状により適 宜増減する。なお、他の抗結核薬と併用することが望 ましい。

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 肺結核

5. イソニアジドピルビン酸 6. イソニアジドメタンスルホン酸 ナトリウム

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. ネオイスコチン錠 第一製薬KK 2. ネオイスコチン錠300mg 3. ネオイスコチン錠500mg

○日本薬局方医薬品

「イソニアジドメタンスルホン酸ナトリウム」 第一製薬 K K

2. 各適応に対する評価判定

成分名	イソニアジドメタ ンスルホン酸ナト	区 分	医療用単味剤
(一般名)	リウム	投与法	経 口

用法及び用量

通常成人は、イソニアジドメタンスルホン酸ナトリ ウムとして1日量0.4~1.0g(8~20mg/kg)を1~3 回に分けて毎日又は週2日経口投与する。必要な場合 には、1日量1.5gまで増量してもよい。年齢、症状 により適宜増減する。なお、他の抗結核薬と併用する ことが望ましい。

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 肺結核、その他の結核症

7 エチオナミド

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造 (輸入販売)業者名

1. セルチノン錠

第一製薬KK

2. ツベロゾン錠

塩野義製薬KK

3. ツベルミン錠

明治製菓KK

4. テベルス錠

大日本製薬KK

5. テベルス錠(250mg)

山之内製薬KK

6. エチオナミド錠山之内 7. エチオナミド錠"フソー"

扶桑薬品工業KK

8. エチオナミド錠「エスエス」

エスエス製薬KK

9. チオナイデン錠

科研化学KK

10. エチオナミド錠

KK大塚製薬工場

11. エチオナミド錠「イセイ」

KKイセイ

12. イチオサイド

協和醱酵工業KK

13. チオミッド錠「日研」

日研化学KK

14. エチナミン錠

15. エチマイド

武田薬品工業KK

田辺製薬KK

16. エチマイド坐剤 17. ツベナミド

生晃栄養薬品 K K

18. エチオナミド錠「東宝」

東宝薬品工業KK

19. エチオナミド錠「ヒシヤマ」

菱山製薬 K K

20. エチオナミド

関東医師製薬KK

21. エチオナミド錠

竹島製薬KK

22. エチオナミド錠「トーワ」

東和薬品KK

23. エルソミド

内外新薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	エチオナミド	区分	医療用単味剤
(一般名)	エチオナミド	投与法	経口,直腸

用法及び用量

(経口)

通常成人は、エチオナミドとして最初1日0.3g、 以後漸次増量して0.5~0.7gを1~3回に分けて経 口投与する。年齢、症状により適宜増減する。なお、 原則として他の抗結核薬と併用すること。

(直腸)

通常成人は、エチオナミドとして1回0.5gを1日 1~2回肛門内に挿入する。年齢、症状により適宜増 減する。なお、原則として他の抗結核薬と併用するこ

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 肺結核

8. エタンブトール

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造 (輸入販売) 業者名

1. エブトール

科研化学KK

2. エブトール100mg錠

3. エブトール125mg錠

4. エブトール250mg錠 5. エサンブトール錠

日本レダリーKK

6. テベフォン

日本新薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	エタンブトール	区	分	医療用	単味	剂
(一般名)	エノンフトール	投与	法	経	П	

用法及び用量

通常成人は、エタンブトールとして1日量0.75~1 gを1~2回に分けて経口投与する。年齢、体重によ り適宜減量する。なお、他の抗結核薬と併用すること が望ましい。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 肺結核、その他の結核症

9. ピラジナミド

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

1. ピラマイド錠250mg

三共KK

2. ピラマイド錠500mg

○日本薬局方医薬品

「ピラジナミド」 三共KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	ピラジナミド	区分	医療用単味剤
(一般名)	ヒノシナミト	投与法	経口
	用法及び	用量	

通常成人は、ピラジナミドとして1日量1.5~2.0 gを1~3回に分けて経口投与する。年齢、症状により適宜増減する。なお、他の抗結核薬と併用すること。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 肺結核,その他の結核症

10. 硫酸カプレオマイシン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

カパスタット

塩野義製薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	硫酸カプレオマイ	区 分	医療用単味剤
(一般名)	シン	投与法	注 射
	田汁五年	m .B.	

用法及び用量

通常成人は、硫酸カプレオマイシンとして1日1gを筋肉内に注射する。週3日、あるいは初めの60日は毎日その後週2日投与する。ただし、高齢者(60歳以上)には1日0.5~0.75gとし、小児あるいは体重の著しく少ないものにあっては適宜減量する。なお、原則として他の抗結核薬と併用すること。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 肺結核

11. サイクロセリン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造 (輸入販売) 業者名

1. サイクロマイシンカプセル

塩野義製薬KK

2. サイクロセリンカプセル明治

明治製菓KK

3. サイクロセリンカプセル明治

4. サイクロセリンSカプセル明治

5. サイクロセリンカプセル"ファイザー" 台糖ファイザーКК

6. サイクロセリンカプセル"ファイザー"(125mg) "

7. サイクロセリンカプセル

8. オリエントマイシンカプセル ΚΚ科薬抗生物質研究所

9. サイクロセリンカプセル「三共」

三共KK

10. サイクロセリンカプセル協和 協和醱酵工業KK

11. サイクロセリン「住友」カプセル 住友化学工業KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	サイクロヤリン	区	分	医療用-	単味剤
(一般名)	リイクロセリン	投与	洪	経	

用法及び用量

通常成人は、サイクロセリンとして1回250 mg (力価)を1日2回経口投与する。年齢、体重により適宜減量する。なお、原則として他の抗結核薬と併用すること。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 肺結核

12. 硫酸バイオマイシン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. バイオマイシンファイザー 台糖ファイザーKK

2. バイオマイシン「三共」

三共KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	硫酸バイオマイ	区分	医療用単味剤
(一般名)	シン	投与法	注射

用法及び用量

通常成人は、硫酸バイオマイシンとして1日1g(力価)を週2日または3日、筋肉内に注射する。また必要に応じて局所に投与する。ただし、高齢者(60歳以上)には1日0.5~0.75gとし、小児あるいは体重の著しく少ないものにあっては適宜減量する。なお、原則として他の抗結核薬と併用すること。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの 肺結核、その他の結核症

ホルモン剤評価結果 その3

1 テストステロン

「有用性を示す根拠がないもの」と判定した製 品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

1. 総合評価判定

「テストステロン水性懸濁注射液」

- 1. 日本臟器製薬KK 2. 同仁医薬化工KK
- 3. 三全製薬KK
- 4. KKイセイ
- 5. 帝国臓器製薬KK 6. 富士製薬工業KK
- 7. 鶴原製薬KK
- 2. 各適応に対する評価判定

成分名	テストステロン	区分	医療用単味剤	
(一般名)	, ストス/ロン	投与法	注 射	
用法及び用量				
各適応(効能又は効果)に対する評価判定				

有効と判定する根拠がないもの

男子性腺機能発育不全(類宦官症), 男性ホルモン分 泌不足による男子更年期障害, 造精機能障害による 男子不妊症, 手術不能の乳癌, 末期子宮癌

2. エナント酸テストステロン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「エナント酸テストステロン注射液」

- 日新製薬KK
- 2. 同仁医薬化工KK
- 持田製薬KK
- 4. KKイセイ
- 第三製薬KK
- 6. 帝国臟器製薬KK
- 7. 富士製薬工業 K K
- 8. 日本シェーリングKK

2. 各適応に対する評価判定

成 分 名	エナント酸テスト	区分	医療用単味剤
(一般名)	ステロン	投与法	注射

用法及び用量

エナント酸テステロンとして、男子性腺機能不全(類 宦官症)には、通常成人1回100mgを7~10日間ごとに、 または1回250 mgを2~4週間ごとに筋肉内注射する。 造精機能障害による男子不妊症には、通常成人1回50 ~ 250 mgを 2~4 週間ごとに 無精子症になるまで筋 肉内注射する。再生不良性貧血、骨髓線維症、腎性貧 血には通常成人1回100~250 mgを1~2週間ごとに 筋肉内注射する。末期女性性器癌の疼痛緩和,手術不能 の乳癌には通常成人1回250mgを毎週1回筋肉内注射 する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 男子性腺機能不全(類宦官症), 造精機能障害に よる男子不妊症, 再生不良性貧血, 骨髄線維症, 腎性貧血, 末期女性性器癌の疼痛緩和、手術不能 の乳癌
- (2) 有効であることが推定できるもの 潜伏睪丸、乳腺症、月経困難症、機能性子宮出 血, 更年期障害, 乳汁分泌過多
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 冷感症

意

次の適応については、有効性と副作用とを対比する とき、有用性は認められない。

潜伏睪丸, 乳腺症, 月経困難症, 機能性子宮出血, 更年期障害, 乳汁分泌過多

見.

3. シピオン酸テストステロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有用性を示す根拠がないもの」と判定した適応〕

1. デポ男性

住友化学工業KK

2. デポ男性

日本アップジョンKK

(以上2品目につき、更年期障害、乳汁分泌過多)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	シピオン酸テスト	区	分	医療用.	単味剤
(一般名)	ステロン	投与	チ法	注	射

用法及び用量

シピオン酸テストステロンとして、男子性腺機能不全(類宦官症)には通常成人1回100 mgを2~4週間ごとに筋肉内注射する。造精機能障害による男子不妊症には、通常成人1回50~200 mgを2~4週間ごとに、無精子症になるまで筋肉内注射する。なお、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 男子性腺機能不全(類宦官症), 造精機能障害に よる男子不妊症
- (2) 有効であることが推定できるもの 更年期障害、乳汁分泌過多

Ĭ.

次の適応については、有効性と副作用とを対比する とき、有用性は認められない。

更年期障害, 乳汁分泌過多

4. プロピオン酸テストステロン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「プロピオン酸テストステロン注射液」

大日本製薬KK

- 2. 日本臓器製薬KK
- 3. 日新製薬KK
- 4. 同仁医薬化工K K
- 5. 持田製薬K K
- 6. 帝国臓器製薬KK
- 7. 萬有製薬KK
- 8. 鶴原製薬K K

富士製薬工業KK

10. 大洋薬品工業KK

「プロピオン酸テストステロン水性懸濁注射液」

- 1. 扶桑薬品工業KK
- 2. 同仁医薬化工K K
- 3. 杏林製薬KK
- 4. KKイセイ
- 5. 第三製薬KK
- 6. 帝国臟器製薬KK
- 鶴原製薬KK
- 8. 富士製薬工業 K K

2. 各適応に対する評価判定

成分名	プロピオン酸テス	区分	医療用単味剤
(一般名)	トステロン	投与法	注 射

用法及び用量

プロピオン酸テストステロンとして、男子性腺機能不全(類宦官症)には通常成人1回25~50mgを1~3日間ごとに筋肉内注射する。造精機能障害による男子不妊症には、通常成人1回5~25mgを週2~3回、または1日50~100 mgを、無精子症になるまで筋肉内注射する。末期女性性器癌の疼痛緩和、手術不能の乳癌には、通常成人1日50~100 mgを筋肉内注射する。なお、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 男子性腺機能不全(類宦官症),造精機能障害に よる男子不妊症,末期女性性器癌の疼痛緩和,手 術不能の乳癌
- (2) 有効であることが推定できるもの 更年期障害

意 見

次の適応については、有効性と副作用とを対比する とき、有用性は認められない。

更年期障害

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「メチルテストステロン」

小野薬品工業KK

「メチルテストステロン錠」

- 1. 大日本製薬KK
- 2. 小野薬品工業KK
- 3. 日新製薬KK
- 同仁医薬化工K K
- 5. KKイセイ
- 6. 帝国臓器製薬KK 8. 東宝薬品工業KK
- 7. 萬有製薬K K 9. 鶴原製薬KK
- 10. 富士製薬工業K K

2. 各適応に対する評価判定

成分名	メチルテストステ	区 分	医療用単味剤
(一般名)	ロン	投与法	経 口

用法及び用量

メチルテストステロンとして, 男子性腺機能不全(類 宦官症)には、通常成人1日20~50mgを経口投与する。 造精機能障害による男子不妊症には、通常成人1日50 mgを無精子症になるまで経口投与する。末期女性性器 癌の疼痛緩和、手術不能の乳癌には、通常成人1日50 ~200 mgを経口投与する。なお、症状により適宜増減 する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 男子性腺機能不全(類宦官症), 造精機能障害に よる男子不妊症、末期女性性器癌の疼痛緩和、手 術不能の乳癌
- (2) 有効であることが推定できるもの 更年期障害

次の適応については, 有効性と副作用とを対比する とき、有用性は認められない。

更年期障害

5. メチルテストステロン 6. プロピオン酸ドロモスタノロン

1. 総合評価判定

「適用の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根 拠がないもの」と判定した適応]

マスチゾール

塩野義製薬KK

(女性乳房)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	プロピオン酸ドロ	区分	医療用単味剤
(一般名)	モスタノロン	投与法	注 射
	用法及び	用量	

プロピオン酸ドロモスタノロンとして通常成人1回 50mgを週1~2回筋肉内注射する。なお、症状により 適宜増減する。

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 女性乳房

7. フルオキシメステロン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有用性を示す根拠 がないもの」と判定した適応〕

1. ハロテスチン (2 mg) 住友化学工業 K K

2. ハロテスチン (5 mg)

3. ハロテスチン錠

4. ハロテスチン2 mg 日本アップジョンK K

5. ハロテスチン5 mg (以上5品目につき、潜伏睪丸、月経困難症、機能 性子宮出血, 乳汁分泌過多, 更年期障害)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	フルオキシメステ	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	ロン		チ法	経	

用法及び用量

フルオキシメステロンとして通常成人1日2~5 mg を1~2回に分割経口投与する。なお、症状により適 宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 男子性腺機能不全(類宦官症)
- (2) 有効であることが推定できるもの 潜伏睪丸, 月経困難症, 機能性子宮出血, 乳汁 分泌過多, 更年期障害

意

次の適応については、有効性と副作用とを対比する とき有用性は認められない。

潜伏睪丸, 月経困難症, 機能性子宮出血, 乳汁分 泌過多, 更年期障害

ビタミン等代謝性製剤評価結果 その2

1. ビタミンA

障害が関与すると推定される場合 角化性皮膚疾患

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. ミニビタンA

小野薬品工業KK

2. ミニビタンAカプセル

"

○日本薬局方医薬品

「ビタミンA油」

- 1. ワカサKK
- 2. 山善薬品KK
- 3. 林兼食品工業KK
- 4. 理研ビタミン油KK
- 5. 日本ビタミン油工業KK

「ビタミンA油カプセル」

- 1. ワカサKK
- 2. 林兼食品工業KK
- 3. 小野薬品工業KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	1.5 27 5 5 4	区分	医療用単味剤
(一般名)	ビタミンA	投与法	経口

用法及び用量

補給の目的には、ビタミンAとして通常成人1日 2,000 \sim 4,000 I.U. (国際単位)を経口投与する。なお、年齢により適宜減量する。

治療の目的には、ビタミンAとして通常成人1日3,000~10,000 I.U. (国際単位)を経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが実証されているもの ビタミンA欠乏症の予防及び治療

> (夜盲症, 結膜乾燥症, 角膜乾燥症, 角膜軟 化症)

ビタミンAの需要が増大し、食事からの摂取が 不十分な際の補給

(妊産婦, 授乳婦, 乳幼児, 消耗性疾患など)

(2) 有効であることが推定できるもの

下記疾患のうち、ビタミンAの欠乏または代謝

2. 酢酸レチノール

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1.	ビタミンA散カワイ10号	河合製薬KK
2.	ビタミンA散カワイ5号	"
3.	ビタミンA散カワイ1号	n
4.	ビタミンA細粒カワイ10号	#
5.	ビタミンA細粒カワイ5号	"
6.	理研ドライAアセテート10	理研ビタミン油KK
7.	理研ドライA-S 500A	"
8.	理研ドライA-B300A	μ
9.	理研ドライA-B500A	"
10.	理研ドライA-S 300A	"
11.	理研Aアセテート結晶	"

○日本薬局方医薬品

「酢酸レチノール」 理研ビタミン油KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	酢酸レチノール	区分	医療用単味剤
(一般名)	BF酸レブノール	投与法	経口

用法及び用量

補給の目的には、ビタミンAとして通常成人1日 $2,000\sim4,000$ I.U. (国際単位)を経口投与する。なお、年齢により適宜減量する。

治療の目的には、ビタミンAとして通常成人1日 3,000 ~10,000 I.U. (国際単位) を経口投与する。 なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが実証されているもの ビタミンA欠乏症の予防及び治療 (夜盲症、結膜乾燥症、角膜乾燥症、角膜軟化症)

ビタミンAの需要が増大し、食事からの摂取が 不十分な際の補給

(妊産婦, 授乳婦, 乳幼児, 消耗性疾患など)

(2) 有効であることが推定できるもの 下記疾患のうち、ビタミンAの欠乏または代謝 障害が関与すると推定される場合

3. パルミチン酸レチノール

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1.	理研ドライA-B100P	理研ビタミン油KK
2.	理研ドライA-S100P	"
3.	理研ドライA-S300P	y,
4.	理研ドライA-S200P	"
5.	理研ドライA-S 50P	"
6.	理研ドライA-B300 P	//
7.	理研ドライA-B200P	"

8. チョコラA注

エーザイKK

○日本薬局方医薬品

「パルミチン酸レチノール」 理研ビタミン油 K K

2. 各適応に対する評価判定

成分名	パルミチン酸レチ	区 分	医療用単味剤
(一般名)	ノール	投与法	経口, 注射

用法及び用量

(経口)

補給の目的には、ビタミンAとして通常成人1日 $2,000 \sim 4,000 \text{ I.U.}$ (国際単位)を経口投与する。なお、年齢により適宜減量する。

治療の目的には、ビタミンAとして通常成人1日 3,000~10,000 I.U. (国際単位)を経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

(注射)

ビタミンAとして通常成人、1日3,000~10,000I.U. (国際単位)を筋肉内注射する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

(1) 有効であることが実証されているもの

ビタミンA欠乏症の予防及び治療

(夜盲症,結膜乾燥症,角膜乾燥症,角膜軟 化症)

ビタミンAの需要が増大し、食事からの摂取が 不十分な際の補給

(妊産婦、授乳婦、乳幼児、消耗性疾患など)

(2) 有効であることが推定できるもの

下記疾患のうち、ビタミンAの欠乏又は代謝障

害が関与すると推定される場合 角化性皮膚疾患

(注射)

(1) 有効であることが実証されているもの

ビタミンA欠乏症の治療

(夜盲症, 結膜乾燥症, 角膜乾燥症, 角膜軟 化症)

ビタミンAの需要が増大し、食事からの摂取が 不十分な際の補給

(妊産婦, 授乳婦, 乳幼児, 消耗性疾患など)

(2) 有効であることが推定できるもの

下記疾患のうち、ビタミンAの欠乏又は代謝障害が関与すると推定される場合

角化性皮膚疾患

4. 肝油

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造 (輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「肝油」

- 1. ワカサKK
- 東海製薬KK
- 3. 東豊薬品KK
- 4. 山田製薬KK
- 鳥居薬品KK
- 6. 林兼食品工業KK
- 7. 生晃栄養薬品KK
- 8. 理研ビタミン油KK
- 9. 日本ビタミン油工業KK

「肝油カプセル」

- ワカサKK
 日本ビタミン油工業KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	RT. Veh	区.分	医療用単味剤
(一般名)	計 油	投与法	経口

用法及び用量

補給の目的には、ビタミンAとして通常成人1日 2,000~4,000 I.U. (国際単位)を経口投与する。な お、年齢により適宜減量する。

治療の目的には、ビタミンAとして通常成人1日 3,000~10,000 I.U. (国際単位)を経口投与する。な お、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが実証されているもの ビタミンA欠乏症の予防及び治療 (夜盲症, 結膜乾燥症, 角膜乾燥症, 角膜軟化

ビタミンAの需要が増大し、食事からの摂取が 不十分な際の補給

(妊産婦, 授乳婦, 乳幼児, 消耗性疾患など) ビタミンD欠乏症の予防

(くる病、骨軟化症、骨脆弱症)

(2) 有効であることが推定できるもの 下記疾患のうち、ビタミンAの欠乏又は代謝障 害が関与すると推定される場合 角化性皮膚疾患

5. 強肝油

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

- 1. 強肝油 (ハヤシカネ)
- 林兼食品工業KK
- 2. 強肝油球 (ハヤシカネ)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	強肝油	区分	医療用単味剤
(一般名)	79977日	投与法	経口

用法及び用量

補給の目的には、ビタミンAとして通常成人1日 2,000~4,000 I.U. (国際単位) を経口投与する。な お、年齢により適宜減量する。

治療の目的には、ビタミンAとして通常成人1日 3,000~10,000 I.U. (国際単位)を経口投与する。な お、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが実証されているもの ビタミンA欠乏症の予防及び治療

(夜盲症, 結膜乾燥症, 角膜乾燥症, 角膜軟化

ビタミンAの需要が増大し、食事からの摂取が 不十分な際の補給

(妊産婦, 授乳婦, 乳幼児, 消耗性疾患など) ビタミンD欠乏症の予防

(くる病,骨軟化症,骨脆弱症)

(2) 有効であることが推定できるもの 下記疾患のうち、ビタミンAの欠乏又は代謝障 害が関与すると推定される場合

角化性皮膚疾患

6. エルゴカルシフェロール

1. 総合評価判定

- 1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名
- 1. チョコラD注

エーザイKK

2. チョコラD注60万

2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定 る根拠がないもの」と判定した適応〕

チョコラD 滴

エーザイKK

(骨折後の仮骨形成)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	エルゴカルシフェ	区分	医療用単味剤
(一般名)	ロール	投与法	経口, 注射

用法及び用量

(経口)

補給の目的には、ビタミンDとして通常成入1日 400 I.U. (国際単位) を経口投与する。

治療の目的には、ビタミンDとして通常成人1日 1,000~50,000 I.U. (国際単位)を経口投与する。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

(注射)

ビタミンDとして、通常成人1日1,000~50,000 I.U. (国際単位)を筋肉内注射する。なお、年齢、症状によ り適宜増減する。

くる病、骨軟化症の治療で大量を必要とする場合に は、100,000~600,000 I.U. (国際単位)を筋肉内注 射する。症状、治療経過により、用量および間隔を増 減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

(1) 有効であることが実証されているもの ビタミンD欠乏症の予防および治療 (くる病、骨軟化症、骨脆弱症、テタニー) ビタミンDの需要が増大し、食事からの摂取が 不士分な際の補給

(妊産婦、授乳婦、乳幼児)

(2) 有効と判定する根拠がないもの 骨折後の仮骨形成

(注射)

有効であることが実証されているもの

ビタミンD欠乏症の治療

(くる病、骨軟化症、骨脆弱症、テタニー)

ビタミンDの需要が増大し、食事からの摂取が不十 分な際の補給

(妊産婦, 授乳婦, 乳幼児)

7. コレカルシフェロール

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名) 及び製造(輸入販売)業者名

リケトン注射液「タケダ」 武田薬品工業KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	コレカルシフェロ	区分	医療用単味剤
(一般名)	ール	投与法	注射

用法及び用量

ビタミンDとして、通常成人1日1,000~50,000 I.U. (国際単位)を筋肉内注射する。なお、年齢、症状によ り適宜増減する。

くる病, 骨軟化症の治療で大量を必要とする場合に は、100,000~600,000 I.U. (国際単位)を筋肉内注 射する。症状、治療経過により、用量および間隔を増 減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの

ビタミンD欠乏症の治療

(くる病、骨軟化症、骨脆弱症、テタニー)

ビタミンDの需要か増大し、食事からの摂取か不十 分な際の補給

(妊産婦, 授乳婦, 乳幼児)

藤本製薬KK

8. アセトメナフトン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

カチーフ散 武田薬品工業 K K (肝硬変・心臓弁膜症・妊娠時などの浮腫)

2. 各適応に対する評価判定

	成分名	アセトメナフトン	区	分	医療用	単味剤
	(一般名)		投	与法	経	П
- 1						

用法及び用量

アセトメナフトンとして、通常成人1日1~2mg,新生児出血の予防には、母体に対し10mg,薬剤投与中におきる低プロトロンビン血症等には20~50mgを分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることが実証されているもの ビタミンK欠乏症の予防および治療 〔各種薬剤(クマリン系抗凝血薬,サリチル酸, 抗生物質など)投与中におこる低プロトロン ビン血症,新生児の低プロトンロビン血症, 肝障害に伴う低プロトロンビン血症〕

- (2) 有効であることが推定できるもの ビタミンK欠乏が推定される出血
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 肝硬変・心臓弁膜症・妊娠時などの浮腫

9. フィトナジオン

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

2. エルスパ・ケーワン散《フジモト》 "

1. エルスパ・ケーワン錠

3.	エルスパ・ケーワンカプー	セルー10 "
4.	エルスパ・ケーワン錠-1	.0「フジモト」 ″
5.	エルスパ・ケーワンカプ-	セルー20 "
6.	カチーフN注射液	武田薬品工業KK
7.	ヒメロンK ₁ 散	東亜栄養化学工業КК
8.	ヒメロンK ₁ 錠(5 mg)	"
9.	ヒメロンKi錠(10mg)	II .
10.	ヒメロンKi錠(20mg)	"
11.	ヒメロンKı注射液1mg	ıt
12.	ヒメロンKi注射液2mg	"
13.	ヒメロンKi注射液10mg	"
14.	ヒメロンKi注射液30mg	η
15.	ヒメロンK1注射液50mg	"
16.	ワンケー	合資会社 模範薬品研究所
17.	ワンケー顆粒	II .
18.	フィトナジオン錠「ARA	
19.	ビタミンK ₁ 錠	KK三和化学研究所
20.	ケートップワン注10	沢井製薬KK
21.	ケーワン 2 mg注	エーザイKK
22.	アルバンク錠	全星薬品工業KK
23.	アルバンク顆粒	"
24.	ビタミンK ₁ 錠	大正薬品工業KK
25.	キナジオン注	中外製薬KK
26.	キナジオン錠	И
27.	キシコノン錠	杏林製薬K K
28.	ケフトン注射液	東洋醸造KK
29.	ケフトン錠	n .
30.	カー・アイン散	北陸製薬KK
31.	カー・アイン顆粒	II.
32.	カー・アインカプセル	"
33.	カー・アイン錠	"
34.	カー・アイン錠10mg	11
35.	カー・アイン注 2 mg	"
36.	カー・アイン注10mg	Ŋ

37	デーケーワン注射液	第三製薬K K	80	ビタミンK₁錠「ミタ」	東洋ファルマーK K
	ナジオン錠	小林薬品工業K K		フィトナジオン注射液「ミタ」	
	ビタミンK _i 錠「セイコー」	清光薬品工業K K		フィトナジオン注射液「ミタ」	
40.	ビタミンK,錠「東宝」	東宝薬品工業KK		エレブンK錠	黒石製薬KK
41.	ビタミンK、錠「昭和」	昭和薬品化工KK		エレブンK糖衣錠	"
42.	ビタミンK、注「昭和」	//	85.	リブラン錠	小野薬品工業K K
43.	ビタミンK,注「昭和」2 mg	<i>II</i>		バイタック錠糖衣	昭和新薬KK
	ビタミンK _i 錠5 mg「ナカノ」	大洋薬品工業KK		ビタン・K 錠	東洋製薬化成KK
45.	ビタミンK, 錠10mg「ナカノ」	"		ビタン・K 細粒	<i>"</i>
	ビタミンK,注射液「ナカノ」	"	89.	ビタミンK ₁ 錠「ダイコー」	大興製薬KK
47.	キョーナジオンS錠	共和薬品工業KK		ビタミンK₁錠「イセイ」	KKイセイ
48.	ビタミンK、錠「セイコー」	生晃栄養薬品KK	91.	ビタミンK ₁ 注2mg「イセイ」	"
49.	ヘモリカ錠	大鵬薬品工業KK	92.	ビタミンKi注10mg「イセイ」	"
50.	ヘモリカ注	"	93.	モノジオン錠	マルコ製薬KK
51.	へモリカ注(新生児用)	"	94.	モノジオン散	n,
52.	ニチビタK₁錠1号	K K 陽進堂	95.	ナジトロン錠	明治薬品KK
53.	メヒトン錠	日本メルク万有KK	96.	ビタミンK _i 錠5mgトービシ	東菱薬品工業KK
54.	メヒトン注射液	"	97.	ビタミンKı錠10mgトービシ	11
55.	ヒトイジン注	富士臟器製薬KK	98.	ビタミン仏注 0.2 %トービシ	"
56.	フトナジオン錠	辰巳化学K K	99.	ビタミン仏注 0.5 %トービシ	Ŋ
57.	パンホリンK₁	竹島製薬KK	100.	ビタミン仏注1%トービシ	"
58.	ビタK,注	小林製薬工業K K	101.	ビタミンKi注射液明治	明治製菓KK
59.	ビタK,注 2 mg	"	102.	フィトナジオン注射液「わかも	と」わかもと製薬KK
60.	ビタK, 錠	#	103.	ジンテックスP錠	田辺製薬KK
61.	フィトナジオン錠 ホーセイ	東京宝生製薬KK	104.	ジンテックスPカプセル	"
62.	フィトナジオン注 ホーセイ	"	105.	ジンテックスP注射液	H
63.	ビタミンK₁注射液「イワキ」	岩城製薬KK	106.	VK ₁ 糖衣錠	富山化学工業KK
64.	ビタミンK₁注	共立薬品工業KK	107.	V K ₁ 顆粒	"
65.	ビタミンK₁注2	"	108.	V K ₁ 注射液	u
66.	ビタミン仏注 5	"	109.	V K ₁ 注射液 2 mg	"
67.	ビタミンK1注10	IJ	110.	ケネジン散	幸和薬品工業KK
68.	ビタミンK1注20	n		ケネジン錠	n
69.	ビタミンK1注30	n	112.	ケージオン糖衣錠	同仁医薬化工K K
70.	ビタミンK1注50	"	113.	フィトナジオン顆粒(1%)	丸石製薬K K
71.	ビタミンK ₁ 錠			フィトナジオン錠「マルイシ」	
72.	ケーアイン注射液			フィトナジオン注射液(10mg)	
73.	ケーアイン注射液 2 mg	"		ビタミンK, 錠"フソー"	
	ケーアイン錠	//		ビタミンK,注射液"フソー"(
	フィトナジオン錠			ビタミンK1注射液 "フソー"(1	
	フィトナジオン注"タカタ"			ビタミンKi注射液 "フソー"(5	
	ニヂビタK,	日本医薬品工業KK		ビタミンK ₁ 錠	帝国化学産業KK
	ニチビタK,注	"		ビタミンK ₁ 注 "第一"	
79.	ニチビタK,10注	"	122.	ビタミンK ₁ 錠「トーワ」	東和薬品KK

123.	オープロトンK 注射液 2 mg	太田製薬KK	20.	フィトナジオン錠「ホエイ」	保栄薬工K K
124.	オープロトンK 注射液	"		(以上1品目につき,副腎皮質ホ	ルモン剤の効果増強)
125.	オープロトンK (糖衣錠)	"	21.	ビタミンK ₁ 5 mg錠	佐藤製薬KK
126.	ブイーケー散	三晃製薬工業KK	22.	ビタミンK ₁ 10mg錠	n
127.	ブイーケー錠	"	23.	ビタミンKi1%顆粒「サトウ」	"
128.	ビタミンKュ錠「ヒシヤマ」	菱山製薬K K	24.	ビタミンKュ錠"ファイザー"	台糖ファイザーK K
129.	ビタミンK1錠5「純薬」	東亜薬品KK	25.	ビタミンK₁注射液ファイザー	y ,
130.	ケートップ錠	K K 大塚製薬工場	26.	ビタミンKı錠明治	明治製菓KK
131.	ケートップ注	II .	27.	ビタミンK₁錠"第一"	第一製薬KK
132.	ユニビタンK₁錠「5mg」	ユニバーサル製薬KK		(以上7品目につき、副腎皮質	ホルモンの作用増強)
133.	ユニビタンKı錠「10mg」	rr .	28.	レビタK₁錠5mg	持田製薬KK
134.	ケーフィ錠	小林化工K K	29.	レビタKi錠10mg	//
135.	ビタミンKュ錠5「ニホン」	日本カプセルK K	30.	レビタK1錠20mg	II .
136.	ビタミンKュ錠10「ニホン」	II .	31.	レビタK ₁ カブセル10mg	"
137.	ビタミンK₁錠「コタニ」	日清製薬K K	32.	レビタKiカプセル20mg	n
138.	フィトナンS錠「ハヤシ」	林薬品KK	33.	レビタK₁注射液 2 mg·	"
139.	ビタミンケーワン錠 〈メージ	野替不二子	34.	レビタK ₁ 注射液10mg	"
0/	「海中の一切について	左回M 1/5可は > ね 7	35.	レビタK ₁ 注射液30mg	Н
2)	「適応の一部について		36.	ビタミンK ₁ 錠「ナカタキ」	鐘紡 KK
	もの」と判定した製品名			(以上9品目につき、ステロイ	ド療法の効果増強)
	(輸入販売)業者名〔()]		37.	ビタミンK₁錠「サワイ」 ´	沢井製薬KK
	る根拠がないもの」と判	正した適心!		(以上1品目につき、ステロイ	ドの効果増強)
1	カチーフN 錠	武田薬品工業KK	38.	ビタミンK₁錠「イワキ」	岩城製薬KK
	カチーフN趾 カチーフN100倍散	此四采明上来八八		(以上1品目につき,副腎皮質	ホルモンの作用増強・
	*******	н		減量)	
٥.	// / / 14 TOO [E *R/E/		39	ビタミンK. 散	土立薬品丁業K K

- エーザイKK 4. ケーワン錠 5. ケーワン顆粒 6. ケーワン散 7. ケーワンカプセル10mg 8. ケーワンカプセル20mg
- 9. ケーワン注10mg 10. ケーワン注30mg
- 11. ケーワン注50mg
- 12. デーケーワン錠10mg 第三製薬KK
- 13. ヒトイジン錠 富士臓器製薬KK
- テイカ製薬KK 14. ビタミンK₁錠 テイカ 協和醱酵工業KK
- 15. ケイポール注2 16. ケイポール注10
- 17. ケイポール注30
- 18. ケイポール注50
- 19. ケイポール錠 (以上19品目につき、副腎皮質ホルモンの効果増強)

- Κ K Κ Κ
 - 強)
 - ΚK

- ΚK ([
- ΚK
- ΚK 9強・
- 共立薬品工業KK 39. ビタミンK₁散 (以上1品目につき、副腎皮質ホルモンの作用増強・ 減量・離脱及び副作用の防止)
- 3) 「有用性を示す根拠がないもの」と判定した 製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名
- 1. ケーワン注100mg エーザイKK
- 2. 各適応に対する評価判定

成分名	フィトナジオン	区分	医療用単味剤
(一般名)	74 5 7 2 4 2	投与法	経 口,注射
	用法及び	用量	

(経口)

フィトナジオンとして、通常成人1日5~15mg、新 生児出血の予防には母体に対し10mg, 薬剤投与中にお こる低プロトロンビン血症等には20~50mgを分割経口 投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

(注射)

フィトナジオンとして、通常成人1日5~15mg、新生児出血の予防には母体に対し10mg、薬剤投与中におこる低プロトロンビン血症等には20~50mgを皮下、筋肉内又は静脈内注射する。新生児出血の予防には生後直ちに1日0.5~2mgを皮下又は筋肉内注射する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの ビタミンK 欠乏症の予防および治療 〔各種薬剤(クマリン系抗凝血薬,サルチル酸, 抗生物質など)投与中におこる低プロトロン ビン血症, 胆道および胃腸障害に伴うビタミ ンK の吸収障害, 新生児の低プロトロンビン 血症, 肝障害に伴う低プロトロンビン血症]
- (2) 有効であることが推定できるもの ビタミンK欠乏が推定される出血
- (3) 有効と判定する根拠がないもの、 副腎皮質ホルモンの効果増強

意

1アンプル中に1回投与量を超える量を含有する製 剤には有用性は認められない。

10. メナジオールリン酸ナトリウム

1. 総合評価判定

1) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定す る根拠がないもの」と判定した適応〕

ビタミンK注1号 フナイ薬品工業KK (肝硬変・心臓弁膜症・妊娠時などの浮腫)

- 2) 「有用性を示す根拠がないもの」と判定した 製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名
- 1. 75mg無痛性カチーフ注 武田導

武田薬品工業KK

2. ビタミンK注2号

フナイ薬品工業KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名			医療用単味剤
(一般名)	リン酸ナトリウム	投与法	注射

用法及び用量

メナジオールリン酸ナトリウムとして、通常成人1日5~10mg,薬剤投与中におこる低プロトロンビン血症等には $20\sim50$ mgを皮下、筋肉内又は静脈内注射する。新生児出血の予防には、生後、直ちに1日 $0.5\sim2$ mgを皮下又は筋肉内注射する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの ビタミンK 欠乏症の予防および治療 〔各種薬剤(クマリン系抗凝血薬,サルチル酸, 抗生物質など)投与中におこる低プロトロン ビン血症,新生児の低プロトロンビン血症, 肝障害に伴う低プロトロンビン血症〕
- (2) 有効であることが推定できるもの ビタミンK欠乏か推定される出血
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 肝硬変・心臓弁膜症・妊娠時などの浮腫

意

1アンプル中に1回投与量を超える量を含有する製剤には、有用性は認められない。

11 メナジオン亜硫酸 水素ナトリウム

1. 総合評価判定

1) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定す る根拠がないもの」と判定した適応〕

1. カチーフ50mg注射液

武田薬品工業KK

2. ジンテックス錠

田辺製薬KK

3. ジンテックス10倍散

4. ジンテックス20倍散

5. ジンテックス100倍散

6. カー・ドライ注10「ホクリク」 北陸製薬KK

- 7. メナジオン亜硫酸水素ナトリウム散 三輪薬品KK (以上7品目につき,肝硬変・心臓弁膜症・妊娠時な どの浮腫)
- 2) 「有用性を示す根拠がないもの」と判定した 製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. カチーフ100mg注射液

武田薬品工業 K K

2. カー・ドライ注100「ホクリク」

北陸製薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	メナジオン亜硫酸	X	分	医療用-	単味剤
(一般名)	水素ナトリウム		チ法		注射

用法及び用量

(経口)

メナジオン亜硫酸水素ナトリウムとして, 通常成人 1日1~2 mg, 新生児出血の子防には母体に対し10mg, 薬剤投与中におこる低プロトロンビン血症等には20~ 50mgを分割経口投与する。なお、年齢、症状により適 宜増減する。

(注射)

メナジオン亜硫酸水素ナトリウムとして、通常成人 1日1~2mg,薬剤投与中におこる低プロトロンビン 血症等には20~50mgを皮下,筋肉内又は静脈内注射す る。新生児出血の予防には、生後直ちに1日0.5~2mg を皮下又は筋肉内注射する。なお、年齢、症状により 適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(1) 有効であることか実証されているもの ビタミンK欠乏症の子防および治療

〔各種薬剤(クマリン系抗凝血薬,サルチル酸. 抗生物質など) 投与中におこる低プロトロン ビン血症, 新生児の低プロトロンビン血症, 肝障害に伴う低プロトロビン血症〕

- (2) 有効であることが推定できるもの ビタミンK欠乏が推定される出血
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 肝硬変・心臓弁膜症・妊娠時などの浮腫

見

1アンプル中に1回投与量を超える量を含有する製 剤には有用性は認められない。

12. ビオチン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根 拠がないもの」と判定した適応〕

1. ビオチン「ニッシン」

日清化学KK

2. ビオチン散「ホエイ」

保栄薬工KK

3. ビオチン・ドライシロップ「ホエイ」 (以上3品目につき,薬疹,中毒疹,口角糜爛症)

4. ハービタ注0.5mg

科研薬化工KK

5. ハービタ注1 mg

6. アビオチン

山之内製薬KK

7. アビオチン錠0.5mg

8. アビオチン錠1 mg

9. アビオチンシロップ

10. アビオチン散

11. アビオチン注0.5mg

12. アビオチン注 1 mg

13. ビオチン散"フソー" 扶桑薬品工業 K K

14. ビオチン注射液"フソー"

15. ビオチン注射液 "フソー" (1 mg)

(以上9品目につき,薬疹,中毒疹)

(以上3品目につき,薬物疹)

16. ビオチンM「イセイ」

KKイセイ

17. ビオチン散「イセイ」

(以上2品目につき,薬疹,中毒疹,口角糜爛症)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	ビオチン	区分	医療用単味剤
(般名)		投与法	経口, 注射
	田法及が	田景	

(経口)

ビオチンとして、通常成人1日0.5~2mgを1~3 回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜 増減する。

(注射)

ビオチンとして、通常成人1日0.5~2mgを皮下・ 筋肉内又は静脈内注射する。なお、年齢、症状により 適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 急·慢性湿疹, 小児湿疹, 接触皮膚炎, 脂漏性 湿疹, 尋常性痤瘡
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 薬疹(薬物疹),中毒疹,口角糜爛症

アレルギー用剤評価結果 その1

1. 塩酸ジフェンヒドラミン

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「塩酸ジフェンヒドラミン」

- 1. 扶桑薬品工業 K K
- 2. 大日本製薬KK
- 3. 高田製薬KK
- 4. 田辺製薬KK
- 5. 明治薬品KK

「塩酸ジフェンヒドラミン錠」

- 1 日本医薬日工業VV
- 1. 日本医薬品工業 K K 2. 日清製薬 K K
- 3. 大鵬薬品工業 K K
- 4. 大日本製薬KK
- 5. 菱山製薬 K K
- 6. 興和KK
- 7. 田辺製薬 K K
- 8. 関東医師製薬 K K

「塩酸ジフェンヒドラミン注射液」

- 1. 合名会社 別府温泉化学研究所
- 日新製薬KK
- 3. 日本医薬品工業 K K
- 4. 日清製薬KK
- 5. 東洋ファルマーKK
- 6. 大鵬薬品工業 K K
- 7. 大日本製薬KK
- 8. 高田製薬 K K
- 9. 第三製薬 K K
- 10. 東京宝生製薬KK
- 11. 志紀製薬KK
- 12. KK三和化学研究所
- 13. 模範薬品研究所
- 14. 沢井製薬 K K
- 15. 共立薬品工業 K K
- 16. 光製薬 K K
- 17. 小浅製薬 K K
- 18. 興和KK
- 19. 帝国製薬KK
- 20. KKイセイ
- 21. アミノン製薬 K K
- 22. 田辺製薬 K K
- 23. 関東医師製薬 K K
- 24. 北陸製薬KK
- 25. 扶桑薬品工業 K K
- 26. 明治薬品 K K
- 2) 「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名(())内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応)
- 1. 塩酸ジフェンヒドラミン10倍散 日本医薬品工業KK (喘息)

塩酸ベナポン散 (喘息,レントゲン宿酔)

大日本製薬KK

3. アレルミン・シロップ

同仁医薬化工KK

(喘息)

- 4. 塩酸ジフェンヒドラミン10倍散 菱山製薬KK
- 5. メタル塩酸ジフェンヒドラミン10倍散 中北薬品 K K (以上 2 品目につき、喘息、レントゲン宿酔)
- 2. 各適応に対する評価判定

 成 分 名
 塩酸ジフェンヒド
 区 分 医療用単味剤

 (一般名)
 ラミン
 投与法 経口・注射

用法及び用量

(経口)

塩酸ジフェンヒドラミンとして、通常成人1回30~50mgを、1日2~3回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

(注射)

塩酸ジフェンヒドラミンとして,通常成人1回10~30mgを,皮下または筋肉内注射する。なお,年齢,症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの じん麻疹
- (2) 有効であることが推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎), 枯草熱, アレルギー性鼻炎, 血管運動性鼻炎, 急性鼻炎, 春季カタルに伴う瘙痒
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 喘息,レントケン宿酔

2. サリチル酸ジフェンヒドラミン 3. タンニン酸ジフェンヒドラミン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入 販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠が ないもの」と判定した適応〕

- 1. ベナスミン散 合名会社別府温泉化学研究所 (喘息,レントゲン宿酔)
- 2. レスミン散 (喘息)

日新製薬KK

3. ベナドゾール・S散

北陸製薬KK

4. サリベナ散"フソー"

扶桑薬品工業KK

5. レスチン散「モハン」 合資会社模範薬品研究所

6. レスタミンSコーワ散 興和KK (以上4品目につき、喘息、レントゲン宿酔)

7. ベナトミンS原末

鈴木製薬KK

8. ベナトミンS

9. テイポリン散 (以上3品目につき、喘息) 帝国製薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	サリチル酸ジフェ	区分	医療用単味剤
(一般名)	ンヒドラミン	投与法	経 口

用法及び用量

サリチル酸ジフェンヒドラミンとして、 通常成人1 回40~60mgを, 1日2~3回経口投与する。なお、年 齢,症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの じん麻疹
- (2) 有効であることが推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎), 枯草熱, アレルキー性鼻炎, 血管運動性鼻炎, 急性鼻炎, 春季カタルに伴う瘙痒
- (3) 有効と判定する根拠かないもの 喘息、レントゲン宿酔

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「タンニン酸ジフェンヒドラミン」

- 1. 大日本製薬 K K 2. K K 三和化学研究所
- 3. 野替不二子
- 2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根 拠がないもの」と判定した適応〕

1. ベナポン散

大日本製薬KK

2. ベナポン錠

(以上2品目につき、喘息、レントゲン宿酔)

3. ベナドゾール散

北陸製薬KK

4 レスギン散 高田製薬KK (以上2品目につき、喘息)

5. アレルミン散

同仁医薬化工KK

6. ベナーロン散

KK三和化学研究所

7. ベナレス 三輪薬品KK (以上3品目につき、喘息、レントゲン宿酔)

8. ベナーヂン散 堀田薬品合成 K K (喘息)

9. ヂフェナミン散

共立薬品工業KK

10. レスタミン「コーワ」錠 (小児用) 興和 K K

12. 小児用レスタミンコーワ糖衣錠

11. レスタミンコーワ散

13. ベナンザ散「イセイ」

KKイセイ

14. ベナ末

田辺製薬KK

15. タンベナ

大正薬品工業KK

16. ベナジン散

関東医師製薬KK

(以上8品目につき、喘息、レントゲン宿酔) 17. タンニン酸ジフェンヒドラミン散 大興製薬 K K

18. タンニン酸ジフェンヒドラミン10倍散「メタル・中北薬品KK

19. レストン 幸和薬品工業KK (以上2品目につき、喘息、レントゲン宿酔)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	タンニン酸ジフェ	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	ンヒドラミン	投与	法	経	

用法及び用量

タンニン酸ジフェンヒドラミンとして、通常成人1回50~150mgを、1 日 2 ~ 3 回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応 (効能又は効果) に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの じん麻疹
- (2) 有効であることか推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎), 枯草熱, アレルギー性鼻炎, 血管運動性鼻炎, 急性鼻炎, 春季カタルに伴う瘙痒
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 喘息、レントゲン宿酔

4. 塩酸イソチペンジル

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. アンダントール散

住友化学工業KK

アンダントール錠 "
 (以上2品目につき喘息,気管支喘息,フリクテン、アレルギー性偏頭痛)

3. アンダントール注射液

住友化学工業KK

(気管支喘息)

4. アンダントール リッチ

住友化学工業KK

(血管運動性鼻炎)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	塩酸イソチベンジ	区	分	医療用	単味剤
(一般名)	ル	投与	き法	経口,	注射

用法及び用量

(経口)

塩酸イソチペンジルとして、通常成人1回4mgを、 1日3~4回経口投与する。なお、年齢、症状により 適宜増減する。

(徐放性製剤)

塩酸イソチペンジルとして,通常成人1回12mgを, 1日2回経口投与する。

(注射)

塩酸イソチペンジルとして、通常成人1回4~8 mg を、1日1~2回皮下又は筋肉内注射する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

- (1) 有効であることか推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎、皮膚瘙痒 症,薬疹),じん麻疹,感冒等上気道炎に伴うくし ゃみ・鼻汁・咳嗽,アレルギー性鼻炎,血管運動 性鼻炎
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 喘息,気管支喘息、フリクテン、アレルギー性 片頭痛

(徐放性製剤)

(1) 有効であることが推定できるもの

皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎,皮膚瘙痒 症,薬疹),じん麻疹,アレルギー性鼻炎,急性鼻 炎

(2) 有効と判定する根拠がないもの 血管運動性鼻炎

(注射)

(1) 有効であることが推定できるもの

皮膚疾患に伴う瘙痒(皮膚炎,薬疹), じん麻疹 アレルギー性鼻炎, 感冒等上気道炎に伴うくしゃ み・鼻汁・咳嗽

(2) 有効と判定する根拠がないもの 気管支喘息

5. フェネタジンの塩類

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. アネルゲン散

住友化学工業KK

(気管支喘息,四季感冒)

2. アネルゲン注射液

住友化学工業KK

(気管支喘息)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	フェネタジンの塩	区分	医療用単味剤
(一般名)	類	投与法	

用法及び用量

(経口)

タンニン酸フェネタジンとして、通常成人 1 回30~50 mg を、1 日 3~4 回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

(注射)

塩酸フェネタジンとして,通常成人1回20mgを,筋 肉内注射する。なお,年齢,症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

- (1) 有効であることか推定できるもの じん麻疹
- (2) 有効と判定する根拠かないもの 四季感冒, 気管支喘息

(注射)

- (1) 有効であることが推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹), じん麻疹
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 気管支喘息

6. プロメタジンの塩類

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

ピポルフェン注(2.5%)

鐘紡KK

○日本薬局方医薬品

「塩酸プロメタジン」

- 1. 北陸製薬 K K 2. 岩城製薬 K K
- 2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸 入販売)業者名〔()内は「有効と判定する 根拠がないもの」と判定した適応〕
- 1. 塩酸プロメタジン錠5「ホクリク」 北陸製薬KK
- 2. 塩酸プロメタジン錠25「ホクリク」
- 3. 塩酸プロメタジン散「ホクリク」
- 4. 塩酸プロメタジン顆粒「ホクリク」 (以上4品目につき、気管支喘息,血清病,アレルギ 一性片頭痛, 不眠症)
- 5. 塩酸プロメタジン注0.5%「ホクリク」 北陸製薬KK (気管支喘息)
- 6. 塩酸プロメタジン注2.5%「ホクリク」 北陸製薬 K K (気管支喘息,不眠症)
- 7. 塩酸プロメタジン錠「25mg」 ユニバーサル製薬 K K (気管支喘息)
- 8. ヒベルナ糖衣錠 吉富製薬KK
- 9. 5 mg ヒベルナ注
- 10. 10mgヒベルナ注
- 11. ヒベルナ錠
- 12. ヒベルナ散
- 13. ヒベルナ散(2)
- 14. ヒベルナ顆粒 (以上7品目につき,気管支喘息,血清症,アレルギ 一性片頭痛, 不眠症)
- 15. ヒベルナ注

吉富製薬KK

16. プロマ10倍散 藤本製薬KK (以上2品目につき, 気管支喘息, 不眠症)

17. 塩酸プロメクジン顆粒「ドージン」 同仁医薬化工KK

18. ネレード

同仁医薬化工KK

- 19. ネレードシロップ (以上3品目につき、アレルキー性片頭痛)
- 20. ネレード注 同仁医薬化工KK (アレルギー性片頭痛, 不眠症)
- 21. ピレチア錠 (5 mg) 塩野義製薬KK
- 22. ピレチア錠 (25mg)
- 23. ピレチア注 (0.5%)
- 24. ピレチア注 (2.5%)
- 25. ピレチア顆粒
- 26. ピレチア散 (以上6品目につき,気管支喘息,血清症,アレルギ 一性片頭痛, 不眠症)
- 27. 塩酸プロメタジン散「共立」 共立薬品工業 K K
- 28. 塩酸プロメタジン錠「共立」 (以上2品目につき, 気管支喘息, 皿清症)
- 29. 塩酸プロメタジン注「共立」 共立薬品工業 K K (気管支喘息,不眠症)
- 30. 塩酸プロメタジン錠「サワイ」 沢井製薬KK (気管支喘息,血清病,アレルギー性片頭痛,不眠症)
- 31. ヒベチン25

共和薬品工業KK

32. ヒベチン顆粒

(以上2品目につき, 不眠症)

33. 塩酸プロメタジン散(10%) 大正薬品工業KK (気管支喘息,血清病,不眠症)

34. ピポルフェン散

鐘紡 K K

- 35. ピポルフェン錠 5
- 36. ピポルフェン錠25 (以上3品目につき,気管支喘息、血清病、アレルギ 一性片頭痛, 不眠症)
- 37. ピポルフェン注(0.5%) 鐘紡KK (気管支喘息,血清病,アレルキー性片頭痛)
- 38. プロチア散 関東医師製薬KK (気管支喘息, 血清病)
- 2. 各適応に対する評価判定

成分名	プロメタジンの塩	区分	医療用単味剤
(一般名)	類	投与法	経口,注射

用法及び用量

(経口)

塩酸プロメタジンとして,通常成人1回5~25mgを, 1日1~3回経口投与する。振せん麻痺、パーキンソ ニスムには1日25~200mgを,適宜分割経口投与する。 なお,年齢,症状により適宜増減する。

(注射)

塩酸プロメタジンとして,通常成人1回5~50mgを,皮下あるいは筋肉内注射する。なお,年齢,症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの パーキンソニスム,麻酔前投薬,人工(薬物) 冬眠
- (2) 有効であることが推定できるもの 感冒等上気道炎に伴うくしゃみ・鼻汁・咳嗽、 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎、皮膚瘙痒症、 薬疹、中毒疹)、枯草熱、アレルギー性鼻炎、じん 麻疹、血管運動性浮腫、振せん麻痺、動揺病
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 気管支喘息,血清病,アレルギー性片頭痛,不 眠症

7. 塩酸メトジラジン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

タカリール錠

萬有製薬KK

(喘息様気管支炎, 気管支喘息, 脈管神経性浮腫)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	塩酸メトジラジン	区分	医療用単味剤
(一般名)		投与法	経 口

用法及び用量

塩酸メトジラジンとして,通常成人1回8mgを,1日2回 経口投与する。なお,年齢,症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの アレルギー性鼻炎, 枯草熱
- (2) 有効であることが推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(小児ストロフルス,薬疹, 中毒疹),じん麻疹,感冒等上気道炎に伴うくしゃ み・鼻汁・咳嗽
- (3) 有効と判定する根拠かないもの 喘息様気管支炎,気管支喘息,脈管神経性浮腫

8. ジフェニルピラリンクロロテオフィリネート

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名 (()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応)

1. アギール散「三研」

KK三和化学研究所

2. アギールシロップ「三研」

11

(以上2品目につき, 気管支喘息, メニエル氏病, 乗物酔, アレルギー性片頭痛)

3. アギール注「三研」

KK三和化学研究所

(気管支喘息,乗物酔,悪心)

4. プロコン

日本新薬KK

5. プロコン散

6. プロコン錠

11

プロコン錠(1 mg)
 プロコン注射液

. .

(以上5品目につき、気管支喘息、メニエル氏病、乗 物酔、アレルギー性片頭痛)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	ジフェニルピラリ ンクロロテオフィ	区分	医療用単味剤
(一般名)	リネート		経口, 注射

用法及び用量

(経口)

ジフェニルピラリンクロロテオフィリネートとして, 通常成人1回3mgを, 1日3回経口投与する。なお, 年齢, 症状により適宜増減する。

(注射)

ジフェニルピラリンクロロテオフィリネートとして, 通常成人1回3mgを, 1日1~3回皮下又は筋肉内注 射する。なお, 年齢, 症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎、皮膚瘙痒 症、小児ストロフルス、薬疹、中毒疹、多形性渗 出性紅斑)、じん麻疹、アレルギー性鼻炎、感冒等上 気道炎に伴うくしゃみ・鼻汁・咳嗽
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 気管支喘息,メニエル氏病,乗物酔,悪心(注 射のみ),アレルギー性片頭痛

9. オキソメマジン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. オキソメマジン散

合資会社模範薬品研究所

2. オキソメマジン錠

11

(以上2品目につき,急性アレルギー性鼻炎,枯草熱)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	オキソメマジン	区分	医療用単味剤
(一般名)	1 + 7 > + 2 >	投与法	経 口

用法及び用量

オキソメマジンとして、通常成人1回5 mgを、1日2~4回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎,皮膚瘙痒 症,薬疹,咬刺症),じん麻疹
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 急性アレルギー性鼻炎、枯草熱

10. 塩酸クレミゾール

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名((一)内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応)

1. ヒスタクール錠

日本シェーリングKK

(喘息,嘔吐)

2. ヒスタクール注

日本シェーリングKK

(喘息,嘔吐,枯草熱)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	塩酸クレミゾール	区分	医療用単味剤
(一般名)	温酸クレミソール	投与法	経口,注射

用法及び用量

(経口)

塩酸クレミゾールとして,通常成人1回20~40mgを, 1日3回経口投与する。なお,年齢,症状により適宜 増減する。

(注射)

塩酸クレミゾールとして,通常成人1回10mgを,皮下,筋肉内又は静脈内に徐々に注射する。なお,年齡,症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

- (1) 有効であることが推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎,薬疹、中 毒疹、小児ストロフルス,咬刺症),じん麻疹、枯 草熱
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 喘息,嘔吐

(注射)

- (1) 有効であることが推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎,薬疹,中 毒疹,小児ストロフルス,咬刺症),じん麻疹
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 喘息、嘔吐、枯草熱

11. 塩酸クロルフェノキサミン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. ンストラール散

杏林製薬KK

- 2. シストラール錠《キョーリン》10mg
- 3. シストラール錠 (キョーリン) 20mg " (以上 3 品目につき, ストロフルス, 頸部粃糠疹, ヘ ブラ痒疹, 紅皮症)

2. 各適応に対する評価判定

	成分名	塩酸クロルフェノ	区分	医療用単味剤
	(一般名)	キサミン	投与法	経口
ĺ		TT '+ T 4"		

用法及び用量

塩酸クロルフェノキサミンとして、通常成人1回20 \sim 40mgを、1日3回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることか推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎,皮膚瘙痒 症),じん麻疹,振せん麻痺,パーキンソニスム
- (2) 有効と判定する根拠がないもの ストロフルス, 頭部粃糠疹, ヘブラ痒疹, 紅皮 症

12. マレイン酸ジメチンデン

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠がないもの」と判定した適応〕

1. フォリスタル錠1mg

日本チバガイギーKK

2. フォリスタル散1%

,,

3. フォリスタルシロップ

...

4. フォリスタルロンタブ

"

(以上4品目につき, 気管支喘息)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	マレイン酸ジメチ	区分	医療用単味剤
(一般名)	ンデン	投与法	経 口

用法及び用量

(経口)

(徐放性製剤)

マレイン酸ジメチンデンとして,通常成人1回2.5mg を,1日1回経口投与する。なお,年齢,症状により, 適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹,皮膚瘙痒症,小児 ストロフルス)、じん麻疹,アレルギー性鼻炎
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 気管支喘息

13. クエン酸フェニルトロキサミン 14. 塩酸ホモクロルシクリジン

1. 総合評価判定

「有用性を示す根拠がないもの」と判定した製 品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. ブリスタミン錠25mg

萬有製薬KK

2. ブリスタミン錠50mg

3. ブリスタミン散

2. 各適応に対する評価判定

成 分 名	クエン酸フェニル	区分	医療用単味剤
(一般名)	トロキサミン	投与法	経口
	用法及び	用量	

有効と判定する根拠がないもの

アレルギー性鼻炎、枯草熱、瘙痒症、蕁麻疹、気管 支喘息、アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎、小児スト ロフルス,薬疹・食品アレルギーに関連する症状の緩和, カゼ症候群の症状緩和, 船酔い, メニエル氏病などの 動揺病

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

1. 総合評価判定

「適応の一部について有用性が認められるも の」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入 販売)業者名〔()内は「有効と判定する根拠 がないもの」と判定した適応〕

1. ネオクロフィン散

同仁医薬化工KK

2. ネオクロフィン錠

3. ネオクロフィンシロップ

太田製薬工業KK

4. ホモレスター錠 5. ベラホルテン

鶴原製薬KK

6. リムスキン

生晃栄養薬品KK 日本ユニバーサル薬品KK

7. ワグマリン散 8. ワグマリン細粒

9. ワグマリン錠

10. ホモクリジン錠

大興製薬KK

11. ホモギニン錠

ゼリア新薬工業KK

12. ホモクロミン錠

エーザイKK

13. ホモクロミン散

" 科研化学KK

14. ホモサイジン錠 15. ホモサイジン散

16. 塩酸ホモクロルサイクリジン錠

帝国化成KK

17. ホモクロジール錠

18. アタックミン散

第三製薬KK

19. アタックミン錠

丸石製薬KK

20. アタックミンシロップ

21. ニチクリジン錠

日本カプセルKK

22. ニチクリジン顆粒

11 長生堂製薬KK

23. ネオヒスタ錠

24. 塩酸ホモクロルシクリジン錠「コトブキ」 寿製薬 K K

25. ホモタミン錠

高田製薬KK

26. ホモタミン散

27. ホモタミンシロップ

28. ホマダモン錠

K K 三和化学研究所

29. ホマダモン散

"

30. ニチクロミン錠 31. 塩酸ホモクロルサイクリンシン錠「日アル」 日新製薬KK

日本アルツ製薬KK

32. 塩酸ホモクロルサイクリジン錠(阪急)

阪急共栄物産KK

33. ホモレスミン錠	明治薬品KK
34. ホモマレルミン散	大洋薬品工業KK
35. ホモマレルミン錠	n
36. ホモラジン錠	関東医師製薬KK
37. ホモラジン散	v
38. ウイクロン錠	幸和薬品工業 K K
39. ホモセブン末	久光製薬 K K
40. ホモセブン錠	n
41. ヒスタリジン錠	東和薬品KK
42. 塩酸ホモクロルシクリ ジン錠「サトウ」	佐藤薬品工業KK
43. ゼンクロミン錠	全星薬品工業KK
44. ゼンクロミン散	n
45. アーレル	日清製薬KK
46. サンクミン	東洋ファルマーKK
47. クロサジン	合資会社模範薬品研究所
48. クロサジン錠	11
49. 塩酸ホモクロルシクリジン散「	共立」 共立薬品工業KK
50. 塩酸ホモクロルシクリジン錠「	
51. 塩酸ホモクロルシクリジンシロ	
52. 塩酸ホモクロルサイクリジン針	
53. 塩酸ホモクロルシクリジン	
54. ヒスクロ錠「フジモト」	藤本製薬KK
55. ヒスクロ散「フジモト」	リンプ・ログラー 利力リン
56. 塩酸ホモクロルシクリジン:	
57. 塩酸ホモクロルシクリジン	ン錠 " キッセイ薬品工業KK
58. ホモクリジン散	イツセイ楽師工業 K K
59. ホモサイシン錠 60. ジアクリジン顆粒	″ 小玉 K K
61. ジアクリジン錠	71 E K K
62. フナクロン錠	フナイ薬品工業KK
63. フナクロン散	"
64. プラデニン錠	KK東邦医薬研究所
65. ホモクリシン錠	菱山製薬 K K
66. ホモクリシン散	n
67. ホモクリジン錠	帝国化学産業KK
68. 塩酸ホモクロルサイクリジ	ン錠「テイサン」 ″
69. ホモクリジン散	n
70. クロモンエス錠	エスエス製薬KK
71. クロモンエス散	n
72. ホクロン	東亜医薬品工業KK
73. エクリジン錠	昭和新薬KK
74. エクリジン散	"
75. ホモディッキ	堀田薬品合成KK

77. ホモコルジン散 沢井製薬KK 78. ホモコルジン錠 11 79. エムネリール 新進医薬品工業KK 80. サクロナール錠 北陸製薬KK 81. サクロナール散 " 82. ホモトリン錠 進化製薬KK 83. アンチヒスミン 共和薬品工業KK 84. リジラン錠 わかもと製薬KK 85. リジランシロップ 86. ノイコーヒス錠 日本医薬品工業KK 87. パルファード散「イセイ」 K K イセイ 88. パルファード錠「イセイ」 (以上88品目につき, 気管支喘息)

堀田薬品合成KK

2. 各適応に対する評価判定

76. ホモディッキ錠

成分名	塩酸ホモクロルシ	区分	医療用単味剤
(一般名)	クリジン	投与法	経口
	用法及び	用量	

用法及び用重

塩酸ホモクロルシクリジンとして、通常成人1回10~20mgを、1日3回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることか推定できるもの 皮膚疾患に伴う瘙痒(湿疹・皮膚炎,皮膚瘙痒 症,薬疹,中毒疹,小児ストロフルス),じん麻疹, アレルギー性鼻炎
- (2) 有効と判定する根拠がないもの 気管支喘息

循環器用剤評価結果 その3

1. 硫酸キニジン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. 硫酸キニジン錠

日研化学KK

2. 硫酸キニジン錠「ホエイ」

保栄薬工KK

○日本薬局方医薬品

「硫酸キニジン」

保栄薬工KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	T 生産を と 一 、 。 、	区分	医療用単味剤
(一般名)	硫酸キニジン	投与法	経 口

用法及び用量

経口的に投与するが、著明な副作用を有するゆえ、 原則として入院させて用いる。

本剤の投与法は心房細動の除去を目的とする場合を 標準とし、漸増法と大量投与法に大別できる。その他 の不整脈に対しては、原則として少量持続投与でよく、 この場合には外来にて投与してもよい。

○試験投与

治療に先だち、1回量0.1~0.2gを経口投与し、 副作用があらわれた時は、投与を中止する。副作用を 調べる際には血圧測定と心電図記録を行う必要がある。

○漸増法

成人における慢性心房細動に対しては、例えば硫酸キニジンとして1回量0.2gを最初1日3回($6\sim8$ 時間おき)に投与し、効果がない場合は、2日目ごとに1回量e0.4、0.6gのごとく増すか、投与回数を $1\sim2$ 日目ごとに4、e5、e6回のごとく増す。不整脈除去効果が得られたら、そこで維持量投与に切りかえ、あるいは投与を中止する。

6日間投与して効果がない場合、途中で副作用があらわれた場合には、投与を中止すること。本剤は昼間のみ与えるのが原則である。

○大量投与

はじめから大量を与え、投与期間の短縮をはかるも ので、成人における慢性心房細動に対しては、たとえ ば、硫酸キニジンとして1回量0.4gを1日5回、3日間与え、効果がない場合には投与を中止する。効果が得られた場合の維持投与は漸増法と同様である。わが国では漸増法でよいとする報告が多い。

○維持量投与

硫酸キニジンとして、通常成人1日量0.2~0.6 g を1~3回に分割経口投与するが、個人差が大きい。電気ショック療法との併用及びその後の洞調律の維持に対する用量もこれに準ずる。

なお年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

有効であることが実証されているもの

期外収縮(上室性,心室性)、発作性頻拍(上室性,心室性),新鮮心房細動、発作性心房細動の予防、陳旧性心房細動、心房粗動、電気ショック療法との併用及びその後の洞調律の維持、急性心筋硬塞時における心室性不整脈の予防

2. 塩酸プロカインアミド

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「塩酸プロカインアミド」 中外製薬KK

「塩酸プロカインアミド錠」

1. 第一製薬KK

2. KKミドリ十字

3. 日本スクイブKK

4. 昭和薬品化工K K

5. 東京田辺製薬KK

6. 明治薬品KK

「塩酸プロカインアミド注射液」

第一製薬KK

2. 三共KK

3. KKミドリ十字

日本スクイブKK

5. 昭和薬品化工K K

6. 大鵬薬品工業KK

7. 東京田辺製薬KK

8. 中外製薬K K

- 2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定す る根拠がないもの」と判定した適応〕
- 1. プロネスチールカプセル

日本スクイブKK

2. ピレバゾンカプセル

(以上2品目につき心房粗動)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	塩酸プロカインア	区分	医療用単味剤
(一般名)	ミド	投与法	経口, 注射

用法及び用量

(経口)

塩酸プロカインアミドとして,通常成人 1 回0.25 \sim 0.5gを, $3\sim6$ 時間ごとに経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

(注射)

〈静脈内投与〉

通常、急を要する場合に用いる。

塩酸プロカインアミドとして,通常成人0.2~1gを1分間に50~100 mgの速度で静脈内注射する。正常洞調律にかえった場合,中毒症状があらわれた場合,あ

るいは注入総量が1,000 mgに達した場合には、投与を中止すること。なお、年齢、症状により適宜増減する。 〈筋肉内投与〉

通常、急を要する場合に用いる。

塩酸プロカインアミドとして,通常成人1回0.5gを4 ~ 6 時間ごとに筋肉内注射する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

- (1) 有効であることか実証されているもの 期外収縮(上室性,心室性),急性心筋硬塞にお ける心室不整脈の予防,新鮮心房細動
- (2) 有効であることが推定できるもの 発作性頻拍(上室性,心室性)の治療及び予防, 発作性心房細動の予防,電気ショック療法との併 用及びその後の洞調律の維持、手術及び麻酔に伴 う不整脈の予防,陳旧性心房細動
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 心房粗動

(注射)

- (1) 有効であることが実証されているもの 期外収縮(上室性,心室性),発作性頻拍(上室 性,心室性),手術及び麻酔に伴う不整脈,新鮮心 房細動
- (2) 有効であることが推定できるもの 心房粗動(静注のみ), 陳旧性心房細動

3. アジマリン

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品 名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「アジマリン」

純生薬品工業KK

「アジマリン錠」

1. 日新製薬KK

2. ビタカイン製薬KK

3. KK三恵薬品

4. 太田製薬KK

5. 東宝薬品工業KK

6. 関東医師製薬KK

7. 三晃製薬工業KK

8. 日本化薬KK

9. 福地製薬KK

10. 高田製薬KK

11. 天洋社薬品工業KK

12. KK三和化学研究所

13. フナイ薬品工業 K K

14. KK陽進堂

15. 森下製薬KK

16. 東洋ファルマーKK

17. 生晃栄養薬品KK

18. 丸石製薬KK

19. 大鵬薬品工業KK

20. 保栄薬工KK

21. 前田薬品工業KK

22. KKジェ·エム·シー

23. 小林化工KK

24. マルコ製薬KK 25. 東亜栄養化学工業KK 26. 菱山製薬KK

27. 藤本製薬 K K

28. 同仁医薬化工KK

合名会社 別府温泉化学研究所 29.

30. 日清製薬KK

31. 東洋製薬化成KK

32. 東京田辺製薬KK

33. 昭和新薬KK

34. 日本商事KK

35. 東洋醸造KK

36. 第三製薬KK

37. 海外製薬KK

38. 東邦薬品KK

39. 辰巳化学 K K

40. 東和薬品KK

42. 扶桑薬品工業KK

41. 帝国臟器製薬KK

43. 日本医薬品工業KK

44. 中北薬品KK

45. 沢井製薬KK

46. 大正薬品工業 K K

47. 共立薬品工業KK

48. アース製薬KK

49. ニチヤクKK

50. 竹島製薬KK

51. 佐藤薬品工業KK

合資会社 模範薬品研究所 52.

53. 大興製薬KK

54. アスナロ化工研究所

55. 帝国化学産業KK

56. 北陸製薬KK

57. 持田製薬KK

日本ユニバーサル薬品

58. KKイセイ

59. KK 60. 鐘紡KK

61. 桑根製薬合名会社

62. 日本ケミファKK

63. 長生堂製薬KK

64. 純生薬品工業KK

65. 大洋薬品工業KK

66. 健栄製薬KK

67. 東亜薬品KK

68. 堺化学工業KK

「アジマリン注射液」

1. 日新製薬KK

2. ビタカイン製薬KK

3. 関東医師製薬KK

KK静岡カフェイン工

4. 日本化薬KK 6. 東洋ファルマーKK

7. 大鵬薬品工業KK

8. 小林化工KK

9. マルコ製薬KK

5.

11. 同仁医薬化工KK

10. 東亜栄養化学工業KK 合名会社

12. 别府温泉化学研究所

13. 東洋醸造KK

14. 第三製薬KK

15. KKフジラボトリーズ

16. 東邦薬品KK

17. 帝国臟器製薬KK

18. 扶桑薬品 K K

19. 日本医薬品工業KK

20. 沢井製薬KK

21. 共立薬品工業KK

22. 北陸製薬KK

23. KKイセイ

24. 鐘紡KK

25. 日本ケミファKK

2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定する 根拠がないもの」と判定した適応〕

アジマリン細粒(ハチ)

東洋製薬化成KK

(陳旧性心房細動)

2. 各適応に対する評価判定

成分名	アジマリン	区分	分	医療用	単味剤
(一般名)	12292	投与	去	経口,	注射

用法及び用量

(経口)

アジマリンとして、通常成人1日150~450 mgを 3回に分割経口投与する。効果があらわれた場合には、 維持量150~300mgに増量する。なお、年齢、症状によ り適宜増減する。

アジマリンとして、通常成人1日1回 50 mg を筋肉 内注射する。速効的効果を期待する場合には、1目1 回50mgを静脈内注射する。静脈内注射の際は、きわめ て緩徐に必ず5分(10mg/分)以上かけて行うこと。な お,年齢、症状により適宜減量する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

(1) 有効であることが実証されているもの 期外収縮(上室性,心室性)

- (2) 有効であることが推定できるもの 発作性頻拍(上室性,心室性)の予防,新鮮心 房細動,発作性心房細動の予防,電気ショック療 法との併用及びその後の洞調律の維持
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 陳旧性心房細動

(注射)

- (1) 有効であることが実証されているもの 期外収縮(上室性,心室性),発作性頻拍(上室性,心室性),新鮮心房細動
- (2) 有効であることが推定できるもの 陳旧性心房細動

4. 塩酸プロプラノロール

1. 総合評価判定

1) 「有用性が認められるもの」と判定した製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名

1. インデラル錠10mg

住友化学工業KK

2. インデラル錠20mg

-

3. ヘルツール錠

小野薬品工業KK

4. サワタール
 5. ケミ錠

沢井製薬KK 大塚製薬KK

6. ケミ-S錠

,,

7. ケミ錠5mg

11

8. ピラプロン錠
 9. メタキシン錠10

ニチヤクK K K K 東邦医薬研究所

10. メタキシン錠20

//

11. クパミド錠「イセイ」

KKイセイ

12. ラジスロール錠

ゼリア新薬工業K K

2) 「適応の一部について有用性が認められる もの」と判定した製品名(販売名)及び製造 (輸入販売)業者名〔()内は「有効と判定す る根拠がないもの」と判定した適応〕

1. インデラル注射液

住友化学工業KK

2. インデラル注射液 2 mg

"

インデラル注射液 5 mg
 ヘルツール注射液

小野薬品工業KK

5. プラノン注

大塚製薬KK

6. プラノンS注

/CAACACIT!

7. ラジスロール注

ゼリア新薬工業KK

(以上7品目につき、陳旧性心房細動)

2. 各適応に対する評価判定

 成 分 名
 塩酸プロプラノロ
 区 分 医療用単味剤

 (一般名)
 カル
 投与法 経口,注射

用法及び用量

(経口)

塩酸プロプラノロールとして、通常成人1日30mgよりはじめ、効果が不十分な場合は60mg、90mgと漸増し、1日3回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

(注射)

塩酸プロプラノロールとして、通常成人1回2~10 mgを、麻酔時には1~5 mgを徐々に静脈内注射する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

(経口)

- (1) 有効であることが実証されているもの 期外収縮(上室性,心室性),発作性頻拍の予防、 頻拍性心房細動(徐脈効果),洞性頻脈,狭心症, 褐色細胞腫手術時
- (2) 有効であることが推定できるもの 新鮮心房細動,発作性心房細動の予防

(注射)

- (1) 有効であることか実証されているもの 期外収縮(上室性、心室性),発作性頻拍(上室 性、心室性),頻拍性心房細動(徐脈効果),麻酔に 伴う不整脈、洞性頻脈、狭心症、褐色細胞腫手術
- (2) 有効であることが推定できるもの 新鮮心房細動
- (3) 有効と判定する根拠がないもの 陳旧性心房細動

5. リドカイン

1. 総合評価判定

「有用性が認められるもの」と判定した製品名 (販売名)及び製造(輸入販売)業者名

○日本薬局方医薬品

「リドカイン」

藤沢薬品工業KK

「リドカイン注射液」 藤沢薬品工業KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	リドカイン	区 分 医療用単味		
(一般名)	9 1 2 2	投与法	注射	

用法及び用量

○静脈内1回投与法

リドカインとして、通常成人 1 回50~100 mg (1~2 mg/kg)を、1~2 分間で、緩徐に静脈内注射する。

効果が認められない場合には、5分後に同量を投与する。また、効果の持続を期待する時には10~20分間隔で同量を追加投与してもさしつかえないが、1時間内の基準最高投与量は300 mgとする。

本剤の静脈内注射の効果は、通常10~20分で消失する。

○点滴静脈内投与法

静脈内1回投与が有効で、効果の持続を期待する場合に、心電図の連続監視下に点滴静脈内注射を行う。

通常、リドカインとして、1分間に $1\sim2$ mgの速度で静脈内注射する。必要な場合には投与速度を増してもよいが、1分間に4 mg以上の速度では重篤な副作用があらわれるので4 mgまでにとどめること。

必要に応じて24時間あるいはそれ以上連続投与してもさしつかえないが、過量投与を避けるため、心電図の連続監視と頻回の血圧測定が必要である。

各適応(効能又は効果)に対する評価判定

- (1) 有効であることが実証されているもの 期外収縮(心室性),発作性頻拍(心室性),急性 心筋硬塞時及び手術に伴う心室性不整脈の子防
- (2) 有効であることか推定できるもの 期外収縮(上室性), 発作性頻拍(上室性)

6. コハク酸ナトリウム

1. 総合評価判定

「有用性を示す根拠がないもの」と判定した 製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名 アリトール

森下製薬KK

2. 各適応に対する評価判定

成分名	コハク酸ナトリウ	区分	医療用単味剤		
(一般名)	4	投与法	注 射		
	用法及び	用量			
各適原	各適応(効能又は効果)に対する評価判定				
有効と判定する根拠かないもの					
不整脈(各種のブロック,期外収縮,新鮮な心房細					
動)					

〔註〕「有効と判定する根拠かないもの」と判定した適応 (効能又は効果)は、再評価申請された用語をそのまま 記載してあるため、「有効であることか実証されている もの」及び「有効であることか推定できるもの」と判 定した適応 (効能又は効果) の用語と必すしも一致し ていない。

訂正表

- P.6、10.硫酸カプルオマイシンの項の用法及び用量棚「「g」を「g (力値)」に、「o.5' ~0.25g」を「o.5~0.25g (力値)」にそれぞれ改める。
- P.7 12、硫酸バイオマイシンの項の用法及び用量相「0、5~0.75g」を「0、5~0.75g(女便)」12改める。
- P.29 9、オキソメマジンの項
 - イ、8行目と9行目の間に以下を追加する。
 - ②有用性を示す根拠がないもの」と判定した 製品名(販売名)及び製造(輸入販売)業者名 オキソメマジン錠(10mg)合議社模範報品研究所 ロ、末尾12.以下を追加する。

意見 1錠中は、1回投矢量を超える量を含有する 製削いは、有用性は認められない。

「有用性を示す根拠がないもの」と判定され、今後、 製造販売を中止し、製品の回収を行わせる医薬品名、 及び、その理由

	成分名	五	売	名	会	社	名
/	テストステロン	テストステ	ロン水性の	漫湖液	日本爄る	製薬	(株)
2	"		4		同仁医第	化工	(株)
3	*		,,		三全製業	Ę	(株)
K	,		^		はれても	21	
5	4		*		帝国臟	器製業	(株)
6	7		•		富士製等	江業	做
7	4		4		鶴原製等	Ř	(株)
8	フォトナジオン	ケーワン	注 /00	тд	エーザイ	•	(故)
9	メナジオールリン酸ナト	174 75 mg	無痛性力	ケ-フ注	武田葉品	江業	(株)
10	ý	ビタミ	ット注言	2号	フナイ専	に日ま	寒(株)
11	メナジオン亜硫酸水素が	トリ カケー	- 7,00 mg ?	主斜灰	武田東呂	工業	(株)
12	•	1	ライ注100	「オフック」	北陸製業	Ř	(株)
23	オキソメマジン	オキソ>	マジン錠	(10 mg)	合質会社科	更重某	另研究所
14	クエン酸フェニルルコ	サゲンブリス	マラショ 登	25719	萬有製多	聚 ((株)
15	9	ブリス	タミン錠	50mg	"		
16	,	ブリス	タミッ散		,		
17	コハノ酸ナトリウ	74 711	ール		森下製業	ξ c	株)
	•	4000 t t transit					
-							<u> </u>

- / 「テストステロソ」は精巣から分泌されるホルモンで、男性ホルモン作用を有する。しかしながら、本剤は、体内での分解、代謝が比較的すみやかであるため、臨床上の効果は弱い。近年ではこれを改良した特に性製剤の使用が一般的になってもり、これらの持続性製剤に較べて本剤の有用性は低下しているのが現在の実態である。従って、本剤は今回、「有用性を示す根拠がないもの」と判定された。
- ス 「フィトナジオン」「メナジオールリン酸ナトリウム」「メナジオン 五硫酸水素ナトリウム」は、ビタミント剤として今回の再評価において る有用性を認められているが、その投与量が1日量 50 mg までとされ た。

「カーワン注100 mg」「75 mg 無痛性カチーフ注」「ビダミンド 注2号」「カケーフ100 mg 注射液」「カー・ドライ注100 「ホッ リウ」」はいづれる1アンプル中に1日投与量を上回る量(それぞれ 100 mg、75mg 75mg 100mg、100mg)を含有しており 製剤設計が不適当であるため「有用性を示す根拠がないもの」と判定された。

・ 「オキソ× マジン」は アレルギー用剤として今回の再評価において も有用性を認められているが、その投与量が/回量 5mg、とされた。 「オキソ× マジン錠 (ノョmg)」は、/錠中ノ回投与量を上回る量(ノロ mg)を含有しており、製剤設計が不適当であるため「有用性を示す根拠 がないもの」と判定された。

4 「 クェッ酸フェニルトロキサミン 」は、「**喜麻**疹」等を適応とし、経

口剤が臨床に供されていた。しかし、本剤についてに、現在の水砂基準に関らして検討すれば臨床報告文献及び症例数が少なく、かつ試験方法にも難点のあるものが多かった。従って今日の評価においては、有効と判定する根拠に乏しいため「有用性を示す根拠がないもの」と判定された。

5 「コハ1酸ナトリウム」は「不整脈」を適応とし、注射剂が臨床に供されていた。本剤については、臨床上有効との報告文献もあるが、現在の水準からみれば試験方法に難忘があり、本剤の効果を証明するものとはいい難い。従って本剤を有効とみなし難いため「有用性を示す根拠がないもの」と判定された。